

「東京都受動喫煙防止対策に関する検討会」意見陳述骨子

平成27年1月22日

東京都たばこ商業協同組合連合会

会長 水谷 章 道

全国たばこ販売協同組合連合会

会長 石原 央

1. 団体概要

私どもは、たばこ事業法にもとづき、たばこの小売販売業許可を受けた零細な小売店で構成している協同組合です。東京都においては約5,000名、全国では約80,000名の組合員で構成しています。

私どもは、たばこ事業法の「我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保および国民経済の健全な発展に資すること」との目的に沿い、たばこの販売を通じて毎年2兆円を超える国、地方への財政貢献を担っていると自負しており、平成25年度においては、東京都税として201億円、区市町村税として1,141億円、合わせて1,342億円の税を仕入れ時に立て替え、最終的には愛煙家の皆様に担っていただいております。

2. 「受動喫煙防止対策」に対する基本的な考え方

私どもは、たばこを吸われる方のマナーを様々な活動を通じて長年見てきました。一つは、約40年に亘って取り組んでおります街頭の美化活動です。始めた頃は拾い集めるゴミの中にたばこの吸い殻も多く、マナー啓発キャンペーンを継続実施し、愛煙家の皆様へマナー向上を強く訴えてきました。このような中、たばこの吸い殻も年々少なくなり、時間は掛かっていますが、愛煙家の皆様のマナーが着実に向上してきていることを実感しているところです。

私ども、愛煙家の皆様ともに、「たばこ煙」を不快に感じられる方々がいらっしやることは十分認識していますが、「受動喫煙防止対策」については、一律的な規制ではなく、愛煙家の皆様のマナーの向上、たばこを吸う方と吸われない方が共存できる分煙社会の実現により解決すべきと考えます。

日本の代表都市である東京都においては、他県で施行されたような一律的・強制的な条例によるのではなく、各事業者が施設の態様や利用実態に合わせ、過度な負担とならない実現可能で多様な分煙の在り方を選択できるよう検討願います。

最後に、私どもも微力ながら、マナー向上に向けた取り組みを継続しますので、譲り合い、おもてなしの精神を持つ日本だからこそ、世界に誇れる分煙社会の実現を目指していただきますようお願いいたします。